茨城県福祉サービス第三者評価機関認証等取扱要領

（目的）

第１条　この要領は，茨城県福祉サービス第三者評価機関認証等要項（以下「認証要項」という。）に定める評価機関の認証に関し，必要な事項を定めるものとする。

（対象となる事業所）

第２条　茨城県福祉サービス第三者評価機関認証基準（以下「認証基準」という。）に規定する「事業所」とは，次の各号に掲げる事業又はサービスを実施するものをいう。

(1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する社会福祉事業（同法第２条第３項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業及び同条第13号に規定する連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業を除く。）

(2) 介護保険法（平成９年法律第 123 号)に規定するすべてのサービス

（法人格）

第 3 条　認証基準 1(1)に規定する「法人格」とは，法人の形態を問わない。ただし，法令等の規定上福祉サービス第三者評価事業を行うことができない法人を除く。

（業務・資格等）

第４条　認証基準(2)に規定する業務・資格等は次のとおりとする。

(1) 「組織運営管理業務」とは，常勤職員 10 人以上の法人の代表者や施設長等が組織を運営管理する業務をいう。

(2) 福祉，医療，保健分野の有資格者とは，次のとおりとする。

ア　福祉分野　　社会福祉士，介護福祉士，訪問介護員，介護支援専門員，精神保健福祉士，保育士

イ　医療分野　　医師，看護師，准看護師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士

ウ　保健分野　　保健師，栄養士

エ　アからウまでの資格以外で，県が同等と認める資格を有する者

(3) 学識経験者とは，次のとおりとする。

ア　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校において福祉，医療，保健分野に関する教育，研究を行う者

イ　公認会計士，税理士，社会保険労務士等の専門的な知識を有しかつ福祉サービスに関する業務経験を有する者

（評価調査者が関係する事業所）

第 5 条　認証基準 2(2)に規定する「自ら関係する事業所」とは，次の各号に掲げる法人が経営する事業所をいう。

(1) 評価調査者が現在所属する法人又は以前に所属していた法人

(2) 評価調査者の４親等以内の親族が現在所属する法人

2　前項の場合において，「所属」とは，当該法人の理事及び役員等であること，又は，常勤・非常勤を問わず雇用関係にあることをいう。

（評価機関が関係する事業所）
第６条　認証基準２(3)に規定する「評価機関が関係する事業所」とは，次に掲げるものをいう。
(1)　評価機関自らが運営する事業所
(2)　評価機関が，営利を目的としてコンサルティング業務を受託し，指導助言を行った事業所

（認証の取消）
第７条　認証要項第７条第１項第３号に規定する不正な行為とは，次に掲げる各号をいう。
(1)評価の信頼性を損なうような評価を行うこと
(2)事業者から評価に要する料金とは別に金品の授受を行うこと
(3)守秘義務に反すること
(4)サービス利用者やサービス事業者の人権を侵害すること
(5)評価契約に違反する行為を行うこと。
(6)法令に違反する行為を行うこと。
(7)　その所属する評価調査者に更新時研修を受講させなければならないにもかかわらず受講させることなく認証の更新を受けること。
(8)上記各号と同等と県が認める行為を行うこと。

（委任）
第８条　この要領に定めるもののほか，認証を実施するにあたり必要な事項は，知事が別に定める。

付　則
この要領は平成17年３月１日から施行する。
この要領は平成17年９月30日から施行する。
この要領は平成18年３月27日から施行する。
この要領は平成19年４月１日から施行する。
この要領は平成20年２月１日から施行する。
この要領は令和元年10月９日から施行する。